

船橋市教育委員会会議12月定例会

1. 日 時 令和2年12月23日(水)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時14分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 小 山 泰 生
管理部長 大 竹 陽 一 郎
学校教育部長 磯 野 護
生涯学習部長 三 澤 史 子
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 竹 中 智 昭
教育総務課長 齋 藤 太 郎
学務課長 日 高 祐 一 郎
指導課長 大 野 等
保健体育課長 八 重 樫 勝 伸
総合教育センター所長 小 林 英 俊
社会教育課長 牟 田 重 実
青少年課長 加 藤 宏 之
中央公民館長 関 根 努
西図書館長 柴 山 和 香 子
文化ホール館長 高 橋 頼 子
郷土資料館長 栗 原 薫 子
青少年センター所長 入 江 浩 二
市立船橋高校事務長 三 山 浩 高
5. 議 題
第1 前回会議録の承認
第2 議決事項

議案第67号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成について

議案第68号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第69号 船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について

議案第70号 教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について

第3 報告事項

- (1) 令和2年度全国高等学校選抜大会等の出場について（市立船橋高等学校）
- (2) 「船橋市いじめ防止基本方針（案）」に対するパブリックコメントの結果について
- (3) 公民館への民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査実施結果概要の公表について
- (4) 各種音楽コンクールの結果について
- (5) 事故調査について
- (6) いじめ重大事案の認知報告について
- (7) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議12月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催に当たり、鎌田委員が所用により欠席、鳥海委員が所用により会議に遅れる旨連絡がありましたので、ご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものといたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

11月9日に開催しました教育委員会会議11月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、3名の方より申出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人 入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には退室をお願いする場合がございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、報告事項5及び報告事項6につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第3号に該当しますので、非公開としたいと思います。また、当該議案につきましては、傍聴人及び関係職員以外の職員にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項7の後に繰り下げたいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第67号について、教育総務課説明願います。

教育総務課長。

【教育総務課長】

それでは、議案第67号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成について、ご説明いたします。

資料は本冊の1ページ、及び別冊の報告書(案)となります。

まず、点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、前年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について、学識経験者の知見を活用して点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表することとなっております。

今回提出いたしました報告書(案)は、10月の定例会終了後の意見聴取の場でお渡しした資料に、教育委員の皆様や学識経験者からいただいたご意見を反映させたものとなっております。

それでは、学識経験者の方々からいただいた意見についてご説明いたしますので、別

冊の報告書（案）の2ページをご覧ください。

今回ご意見をいただいた2名の学識経験者のお名前、役職は記載のとおりです。

1人目は、教育学の中でも社会教育を専門とされ、千葉工業大学工学部教育センターで教授をされ、今年度から始まった「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－」の策定委員長も務めていただいております草野滋之氏、2人目は、教育制度学の中でも教育法規を中心に研究活動を行っており、淑徳大学で教授をされております黒川雅子氏でございます。黒川先生には、昨年度も様々なご意見をいただいております。今回の報告書の変更点の1つであるアウトプット指標とアウトカム指標の双方を加味した評価が必要であるといったご意見もいただいております。

今年度の報告書については、意見聴取の場でもご説明させていただいたように、評価に対する考え方の見直しを行い、アウトカム指標を導入し、そこから見えてくる現状や課題を分析欄に追加することで、より多角的な視点で評価を実施できるようにいたしました。

報告書（案）、69ページ、学識経験者による講評をご覧ください。

学識経験者のお二人からは、報告書全体を通じた講評といたしまして、文書中段になりますが、「各施策について目標に照らして、数値目標からの評価だけでなく、文章化された説明をつけ加えられており、丁寧な点検・評価が行われている。また、「その他参考とすべき実績値」もつけ加えられており、多角的な視点からの評価がなされている。数値目標に照らしての達成度という定量的な評価だけではなく、内容に踏み込んだの詳しい分析・評価という定性的な評価も行われており、この報告書は説得力を持つものとなっている。そして、最後に今後の方向性欄に目指すべき目標が定められており、非常に分かりやすく今後の取組に生かすことができるものになっている」とのご意見をいただきました。

また、お二人からは、個々の施策や事務事業についての講評といたしまして、このページから71ページまでに記載のとおり、それぞれの基本方針の施策ごとについてのご意見もいただいております。

来年度からの点検・評価に向け、いただいたご意見を十分検討し、よりよい報告書にしていきたいと思いますと考えております。

最後になりますが、この報告書につきましては、議会に提出した後、ホームページなどで市民に公表する予定でございます。

ご説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

ありがとうございます。

今回のこの報告書は、私もとても見やすく、分かりやすかった、あまり納得いかないなという部分がそんなに数はなかったということはあるのですが、今回、学識経験者による講評のつくり方が変わったと思うのですけれども、ここら辺を変えた理由について教えてもらえますか。

【教育総務課長】

前回は3名の学識経験者の方それぞれにご意見を、大体2ページ程度でまとめていただいていたんですが、それですとちょっと論点が皆さんで分かりづらいところもあると思いましたので、このようにそれぞれの基本方針ごとにこちらのほうでまとめたという形でございます。

以上です。

【佐藤委員】

この講評については、ではお二方にはちゃんと了解を得ているということによろしいですか。

【教育総務課長】

そのとおりでございます。

【教育長】

ほかに。

よろしいですか。

それでは、議案第67号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第67号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第68号の審議に入りますが、議案第68号から議案第70号の内容につきましては、いずれも生涯学習施設の指定管理制度導入による規則等の改正とな

りますので、一括して担当課より説明を行った後、各議案について審議するものとした
します。

それでは、教育総務課説明願います。

【教育総務課長】

それでは、議案第68号から第70号までの3議案について、一括してご説明いたし
ます。

まず、議案第68号、船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、資
料は本冊の3ページから6ページまでとなります。

まず、本規則制定の理由ですが、主に3点ございます。

1点目として、運動公園及び法典公園の指定管理者制度導入、2点目として、少年自
然の家の指定管理者制度導入、3点目として、大穴小学校市民図書室のネットワーク化、
以上の3点に伴う組織改正のため所要の改正等を行うものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、3ページ中段からの新旧対照表にてご説明い
たします。

はじめに、第9条の2の改正については、令和3年1月1日から運動公園及び法典公
園に指定管理者制度が導入されることに伴い、体育施設管理事務所の行政組織上の位置
づけが廃止されることから、その設置規定を削除するものです。

続いて、3ページ下段から4ページにかけての第14条及び第15条の改正につつま
しては、体育施設管理事務所が廃止されることに伴い、生涯スポーツ課と事務所の分掌
事務から関係する規定を削除することが主な内容です。

続きまして、5ページ、第16条の改正について、1点目は令和3年4月1日から少
年自然の家に指定管理者制度が導入されることに伴い、その分掌事務を削除するもの
です。

2点目は、現在、教育総務課が所管している大穴小学校市民図書室について、市内図
書館とのネットワーク化に伴い、所管を西図書館に変更する改正となります。

最後に、5ページ下段から6ページの別表第2の改正については、少年自然の家の廃
止に伴い、教育機関の所属等を規定した別表第2からこれを削除するものでございま
す。

なお、本規則の施行日については、令和3年1月1日からといたしますが、附則のた
だし書のとおり、少年自然の家に関する規定につきましては、指定管理者制度の導入が
同年4月1日からとなりますので、4月1日からとしております。

議案第68号については以上です。

続きまして、議案69号、船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市教育委員会文書
管理規程の一部を改正する訓令について、資料は本冊7ページから13ページまでとな
ります。

まず、本規程改正の理由ですが、さきの議案でもご説明いたしましたとおり、このた

びの指定管理者制度導入に伴う組織改正があったため改正するものでございます。

それでは、7ページ、第1条 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、まず、第4条についてですが、運動公園及び法典公園に指定管理者制度が導入されることに伴い、体育施設管理事務所の行政上の位置づけが廃止されるため、体育施設管理事務所長を削るものです。

8ページ、第11条についても同様の理由から、体育施設管理事務所長を削るとともに、不要となった文言を削除しております。

最後に、このページ中段以降の別表第1から、12ページ中段までの別表第2についても、所要の規定の整備を行っております。

次に、12ページ中段、第2条、教育委員会文書管理規程の一部改正について、事務決裁規程と同様に、運動公園及び法典公園並びに少年自然の家が指定管理者制度を導入するに当たり、体育施設管理事務所と少年自然の家を削るものです。

なお、本訓令につきましても、施行日を令和3年1月1日からといたしますが、少年自然の家に関する規定については指定管理者制度が導入される同年4月1日からとしております。

議案第69号のご説明は以上です。

最後に、議案第70号、教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について、資料は本冊15ページ、16ページとなります。

まず、本規程改正の理由ですが、さきの議案でもご説明したとおり、少年自然の家の指定管理者制度導入に伴う組織改正があったためでございます。

内容としては、少年自然の家に指定管理者制度が導入されることに伴い、行政組織上の位置づけが廃止されるため、これを削るものです。

なお、本訓令の施行日につきましては、指定管理者制度の導入と併せ、令和3年4月1日からといたします。

ご説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

それでは、議案第68号について、ただいま説明がありましたが、何かご質問ございますでしょうか。

それでは、議案第68号、船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第68号については、原案どおり可決いたしました。

【教育長】

では、引き続きです。

続きまして、議案第69号、船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第69号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第70号、教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第70号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして報告事項に入ります。

はじめに、報告事項1について、学務課報告願います。

【学務課長】

船橋市立船橋高等学校全国選抜大会等出場についてご報告いたします。

お手元の資料、本冊の17ページをご覧ください。

サッカー部について、10月17日から開催された令和2年度第99回全国高校サッカー選手権大会千葉県大会の決勝トーナメントにおいて順調に勝ち進み、11月15日に流通経済大学附属柏高校と決勝戦に臨みました。延長戦にもわたる激戦の末、岩田夏

澄君が決定打を放って勝利をつかみ、全国大会への出場が決まりました。

初戦は12月31日にフクダ電子アリーナにて、佐賀東高校と対戦する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出場について検討しておりますが、現在出場できる方向で進めております。

以上、市立船橋高等学校の報告です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございましたら、お願いします。
続きまして、報告事項2について指導課報告願います。

【指導課長】

では、報告事項2、「船橋市いじめ防止基本方針（案）」に対するパブリック・コメントの結果について、その結果についてご報告させていただきます。

お手元の資料、本冊の19ページをご覧ください。

パブリック・コメントの期間につきましては、11月1日から11月30日の1か月間で行いました。

その間、5人の方から6件の意見が寄せられました。

「船橋市いじめ防止基本方針（案）」につきましては、まず、全体的にはおおむね肯定的な評価をいただきました。その上で、加害児童について、教職員からのいじめについて、発達障害等に関する事、人権教育等に関する事などについてのご意見をいただきました。

全て貴重なご意見でしたが、「船橋市いじめ防止基本方針（案）」の中に記載されている内容でございましたので、その部分を紹介する形で回答しようと考えております。

詳細は資料をお読みいただければと思います。

なお、今後につきましては、1月18日の文教委員会でパブリック・コメントの結果についてご報告いたします。その後、市のホームページで本資料を掲載する予定になっております。

「船橋市いじめ防止基本方針（案）」については、3月の教育委員会会議にお諮りし、議決をいただいた後、4月からの施行を考えておりますので、よろしくお願いたします。

パブリック・コメントの報告については以上でございます。

よろしくお願いたします。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

続きまして、報告事項3について、社会教育課報告願います。

【社会教育課長】

資料は本冊の21ページから24ページになります。

公民館への民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査を行う旨を10月の定例会にて報告させていただいたところですが、参加申込みのあった2者へのサウンディング型市場調査を実施し、12月3日に実施結果概要を公表いたしました。

その概要につきましては、24ページに記載しております。

事業者のノウハウを保護するために、ここに掲載されています内容以上のご報告はすることができず、申し訳ございませんが、事業者からは、指定管理者制度による管理運営方法や利用活性化案といった提案がございました。私どもといたしましては、指定管理者制度の導入というのはあくまでも公民館をよりよくするための選択肢の一つとして考えておりますので、この結果につきましても、今後公民館の在り方を検討していく上での判断材料の一つにしたいと考えているところでございます。

あとコロナの関係で一時中断していました公民館の在り方を検討する、これからどういふ公民館にしていきたいかということを考える検討会を社会教育課と公民館で改めて再開したところでございます。今後は、利用者の声を聞くためのアンケートの実施や利用してない人の声をどうやって拾っていくか、また、その都度、公民館運営審議会や社会教育委員の皆様にも意見をお伺いしながら、今後の方向を定めていきたいと思っております。

報告は以上となります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

以前も話したかもしれないですが、指定管理者の導入の全体を否定するつもりはないのですが、公民館の在り方というのがもうちょっと深く追求してもらえればと思います。

私は現在、教育委員という立場ですけれども、教育委員になる前は頻繁に公民館を使っていました。使う側の立場からすると、あそこに多様な人材が集まってきて、地域の一つの核になっているということは紛れもない事実で、それを船橋市の職員が運営しないということで生じるデメリットはないだろうかということを疑問に思います。

他市のことで言うならば、職員全員に公民館を経験させるという市があるという話を聞いております。地域の核の人たちが集まっているようなところに市の職員が行って話をして、様々な企画を一緒にやるということはとても素晴らしいことだと私はその話を聞いた際に思いました。それを失ってしまうというのが、市の職員、これは教育委員会だけではなくて、消防局も含めた市の職員全体の質の低下につながる可能性はないかどうか、そこら辺を検証してもらえればと思います。

私も公民館を使わせてもらっている中で、腹の立つこともいっぱいありました。公民館の職員と一般市民が対立するという場面を私は何度も見てきました。そういうことがなくなるのであればいいなという気持ちも正直なところあります。

ただ、使っている人というのは市でもいろいろな活動をしている人が多い。そういう人たちの何人かから、今回のサウンディング調査の件で本当にそれでいいのとかいう話が出ているのも聞いています。だから、そこら辺にきちんと答えられるようにしていただきたい。例えば社会教育委員会でも結論を出さない議論をさせてもいいと思います。協議みたいな形で、そこで決めることではないかもしれないけれども、ちゃんとみんな考えて、船橋市の公民館ってどうあるべきなのかということを検討していただければと思います。意見です。

【社会教育課長】

ありがとうございます。実は昨日も公民館利用者の方と懇談会のようなものを設けまして、まさに人と人のつながりの場というところでコミュニケーションというところも昨日お話を聞いたところです。

先ほども言いましたとおり、あくまでも公民館をよりよくするための選択肢の一つとしての指定管理者制度と考えておりますので、ぶれずに、私どもがどういう公民館を目指すのかというところをこれからつくっていきたいと思っております。またいろいろとご意見をいただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

【鳥海委員】

先ほど課長がおっしゃられたように、みんなが楽しめるような、そういった場でなければいけないということを前提に考えたときには、やはり指定管理者の力を借りるのは有用なのかなと考えます。

ただ、一方で、危機に瀕したときに公民館というのはとても大事な箱になるはずで、例えば、今回の感染症の問題であれば、コロナとインフルエンザが同時に流行してしまったときに、医療機関に來られてしまうと普通の患者さんはみんな感染してしまいます。そこで、公民館等の玄関で、両方の検査をやって、医師会とか看護師協会から人を出すという形になれば、医療崩壊を起こさずに、危機を乗り越えられると思います。

それがしにくくなるような指定管理への移行であっては市民に対して大変なマイナスになるかと思うので、サービス向上という点と、箱としての機能を保つような指定管理の契約になっていることを期待します。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかに。よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項4については、定例の報告事項であるため説明を省略したいと思います。

何かご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

25ページです。

【小島委員】

今回は録音審査とどこかで見たような気がしたんですが、録音審査をするときの器材の調達方法とか、何か工夫されたのでしょうか。分かれば教えてください。

【指導課長】

録音録画審査につきましては、各学校におきまして独自にやっていただいて、それを提出するという形をとっております。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

【小島委員】

それでは、ホール等の音響のいいところを使ったとかではないということですか。

【教育長】

そういうことではなくて、それぞれの学校で録音したということです。

【小島委員】

ありがとうございます。

【教育長】

ほかに何かもしございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項7、その他で何か報告したいことがある方はお願いいたします。

【社会教育課長】

資料はございません。成人式の会場開催の中止につきまして、委員の皆様には12月14日にメールにてお知らせさせていただいたところでございます。

船橋市におきましても新型コロナウイルス感染症は急激に拡大しておりまして、早期の改善が見通せない状況、また、医療提供体制が逼迫する中、成人式の開催がさらなる感染拡大の要因となる可能性が払拭できないことから、成人式の開催を楽しみにされて、また準備をされていた方々には大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、市民の健康と安全を最優先に考えて会場での開催は中止とし、オンラインのみの開催にすることといたしました。

14日にプレスリリースをして発表した後は、新成人や保護者の方からは分散開催はできないか、フォトスポットを設置できないか、延期して開催する方法はないか、それから着つけのキャンセル料の補償、大きく分けるとこの4つの声が寄せられている状況で、誠意を持ってそれらに伝えていくというところで対応しております。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

オンラインでやるということですが、どういうアクセスをしてどのようにすればいいかということをお教えてください。

【社会教育課長】

このコロナ禍で会場に来たくても来れない方はいらっしゃるかと想定していたので、オンライン配信は当初から検討していたこととございます。

それで特設サイトを設けまして、11月に発送しました開催の案内状のほうに二次元コードが振ってあります。また、そこが読み込めない方もいらっしゃるかもしれませんので、URLも記載しておりますが、基本的には新成人の方に見ていただくサイトということになっております。

また、当日の式典については一部だけは執り行いますので、その中継と、新成人が中学校3年生だったときの担任や副担任の恩師の先生方に動画メッセージをお願いして、それを配信する。

ほかにも千葉ジェッツ、あとクボタスピアーズですとかそういう方々からの祝福のメッセージを載せていこうかと思っております。

それと、当日1日だけなんですけれども、例えば二次元コードも分からないし、アドレスも分からない、そういう方がいた際に、私ども電話対応等ができないので、その1日だけは式典の様子を、市のホームページのほうをYouTubeに飛ばして見れるようにしようかと考えているところでございます。

まだ様々な案を企画運営委員も出してくれているところで、ふなっしーに出演してもらえないとか、そういうことも言っていますので、時間のある限り検討していきたい

と思っております。

以上です。

【鳥海委員】

できる限り、二十歳のアピールの一部等を再現してあげられるよう工夫していただければと思います。

それから、例えば現在何人くらいの方がアクセスしているのかとか、視聴率調査みたいなものを行っておけば、今後の参考になるかと思うんです。今までは当日来場されてきた方が成人の何%だったけれども、オンラインのアクセスだとその倍あったとか、市長の挨拶は聞くんだとか、いや、そこは飛ばされていたですとか、いろいろなことが分かるかと思うんです。どういうものに関心を持っていただけるか、あるいは市長をはじめ、教育長や私たちの思いというのをどれくらいの方が耳を傾けようとしているのか、アクセスしてくれているのかというのを知ることによって今後の成人式の在り方にフィードバックできるかもしれません。本当に残念なことですが、オンラインでの開催が今後いろいろなところで生かせるような、そういった形にしてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

【小島委員】

オンライン配信は同時配信ということでもいいんですか。

【社会教育課長】

はい、ライブで中継させていただきます。

【小島委員】

それは一般の方も見られるという意味でいいんですか。

【社会教育課長】

当日だけ市のホームページからも、その式典の様子だけですけれども、午前のを予定どおり1回通しでやりますので、それをまずライブで配信して、その後は録画で何回も、その日だけは一般の方も式典の様子は見られると、式典と、あと二十歳のアピールですね。今3組くらい予定しておりますので、その部分は見られるというふうになっております。

【小島委員】

そうするとコメント機能みたいなのは何か使えるんですか、使えないんですか。

【社会教育課長】

市のほうは今はコメントをもらうということは考えてはいないところです。

【小島委員】

一般の方からコメントを寄せてもらうのも興味深く見てもらえるのではないかと思います。懐かしい名前が出てコメントしているとか、あるいはそれこそ恩師がリアルタイムでコメントを入れているとか。

新成人の企画をしている人たちがやってみたいということは技術的に可能なものは全部取り入れてもらって、すばらしい成人式にさせていただきたいと思います。

【教育長】

各学校の恩師が1人ずつ全校から動画メッセージを出してもらうように今準備をしています。

ほかに何かありましたら、お願いします。

では、ほかに何か報告がある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました報告事項5、報告事項6の審議に入りますので、傍聴人及び関係職員以外の職員は退席願います。

(傍聴人 退場)

【教育長】

それでは、報告事項5について、指導課、報告願います。

報告事項5「事故調査について」は、指導課長から報告があった。

【教育長】

それでは、報告事項6について、指導課、報告願います。

報告事項6「いじめ重大事案の認知報告について」は、指導課長から報告があった。

【教育長】

ほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議12月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 1 4 分閉会

令和 2 年 1 2 月 2 3 日